

# 四半期報告書

(第144期第2四半期)

自 平成21年7月1日  
至 平成21年9月30日

ＴＯＴＯ株式会社

(E01138)

# 目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 事業の内容 .....	2
3. 関係会社の状況 .....	2
4. 従業員の状況 .....	2
第2 事業の状況 .....	2
1. 生産、受注及び販売の状況 .....	2
2. 事業等のリスク .....	3
3. 経営上の重要な契約等 .....	3
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
第3 設備の状況 .....	8
第4 提出会社の状況 .....	8
1. 株式等の状況 .....	8
(1) 株式の総数等 .....	8
(2) 新株予約権等の状況 .....	8
(3) ライツプランの内容 .....	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	13
(5) 大株主の状況 .....	13
(6) 議決権の状況 .....	14
2. 株価の推移 .....	15
3. 役員の状況 .....	15
第5 経理の状況 .....	15
1. 四半期連結財務諸表 .....	16
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	16
(2) 四半期連結損益計算書 .....	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	20
2. その他 .....	28
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	28

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月11日
【四半期会計期間】	第144期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 張本 邦雄
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093 (951) 2105
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 本多 一秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル） TOTO株式会社 東京コーポレート部
【電話番号】	東京 03 (3595) 9701
【事務連絡者氏名】	東京コーポレート部長 成清 雄一
【縦覧に供する場所】	TOTO株式会社東京支社※ （東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル）） TOTO株式会社関西支社※ （大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号（御堂筋ダイワビル）） TOTO株式会社名古屋支社 （名古屋市中区栄二丁目3番1号（名古屋広小路ビルディング）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注） ※は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第2四半期 連結累計期間	第144期 第2四半期 連結累計期間	第143期 第2四半期 連結会計期間	第144期 第2四半期 連結会計期間	第143期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高（百万円）	233,903	204,672	123,618	107,811	464,505
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	4,000	△1,506	2,749	1,443	5,936
四半期（当期）純損失（△） （百万円）	△4,689	△4,606	△2,068	△667	△26,261
純資産額（百万円）	—	—	221,343	185,236	184,893
総資産額（百万円）	—	—	433,956	379,442	388,645
1株当たり純資産額（円）	—	—	624.48	521.51	520.36
1株当たり四半期（当期） 純損失（△）（円）	△13.54	△13.30	△5.97	△1.93	△75.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	49.8	47.6	46.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	10,957	11,554	—	—	23,403
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△6,656	△6,963	—	—	△18,629
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,595	△3,025	—	—	△2,215
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	43,563	45,903	43,865
従業員数（人）	—	—	23,195	23,455	23,935

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	23,455
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	7,787
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、子会社等への出向従業員（当第2四半期991人）は除外していません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
建築用設備機器	98,740	△20.2
その他	970	△62.6
合計	99,710	△21.1

(注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っておりますので、受注の状況については記載を省略しました。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
建築用設備機器	106,233	△11.8
その他	3,144	△38.8
内部売上消去等	△1,567	—
合計	107,811	△12.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合  
前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

#### ①当第2四半期連結会計期間の状況

当第2四半期（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）におけるわが国の経済は、輸出や生産に持ち直しの動きが見られるものの、企業収益は大幅に減少し、雇用・所得環境も一段と悪化するなど、景気は依然として厳しい状況で推移しました。

国内住宅設備業界につきましては、住宅ローン減税の拡大など景気対策の効果が期待されましたが、雇用情勢が改善されない影響などにより、新設住宅着工戸数は前年を大きく下回り、増改築需要も依然として低迷を続けるなど、きわめて厳しい事業環境となりました。

このような事業環境の中、当社グループは、平成21年7月に発表した長期ビジョン「TOTO Vプラン2017」に基づき「真のグローバル企業」を目指して、国内では全国ショールームに加え工場やアフターサービスの現場などあらゆるお客様との接点を活用した「全社一丸リモデル創出活動」を推進するとともに、事業再編による抜本的なコスト構造改革に取り組みました。また、海外では、中国、米国、欧州およびアジア・オセアニア地域での事業基盤強化を推進しました。

しかしながら、当第2四半期の業績は、世界的な景気後退による需要の大幅な減少を受け、国内外ともに厳しい状況が続いたことにより、売上高は1,078億1千1百万円（前年同四半期比12.8%減）となりました。また、利益面では、生産体制見直しによる在庫削減やコスト低減活動および業務の効率化による経費削減を強力に推進するとともに、一時帰休や賃金カットなどにも取り組みましたが、売上高の減少を挽回するまでには至らず、営業利益は15億5百万円（前年同四半期比51.5%減）、経常利益は14億4千3百万円（前年同四半期比47.5%減）、四半期純損失は6億6千7百万円（前年同四半期は四半期純損失20億6千8百万円）となりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ、92億3百万円減少いたしました。主な内容は、受取手形及び売掛金の減少60億7千7百万円、商品及び製品の減少56億5千5百万円、投資有価証券の増加47億7千4百万円であります。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ、95億4千5百万円減少いたしました。主な内容は、支払手形及び買掛金の減少65億7千7百万円であります。

#### ②事業区分別の業績

##### a. 建築用設備機器

##### <レストルーム商品>

レストルーム商品につきましては、世界初の洗浄技術「ハイブリッドエコロジーシステム」を搭載し、従来品を上回る節水・静音・洗浄性能を兼ね備えたウォシュレット一体形高級便器「ネオレストハイブリッドシリーズ」や、便座を使用しない時の無駄な放熱を抑え、大幅な省エネを実現した温水洗浄便座「アブリコット」（平成21年2月発売）を中心に、より快適で地球環境にやさしいトイレ空間を積極的に提案し、リモデル需要の掘り起こしを推進しました。

また、平成21年8月に「ハイブリッドエコロジーシステム」をさらに進化させ、国内最少の4.8L洗浄を可能にした新「ネオレストハイブリッドシリーズ」を発売し、順調に売り上げを伸ばしています。今後、4.8L洗浄便器の世界標準化を目指して拡販活動を積極的に展開していきます。

このような活動を展開しましたが、新築売上の減少に加え、リモデル売上も低迷が続いたことによりレストルーム商品の売上高は前年同四半期比12.9%減の482億1千万円となりました。

#### <バス・キッチン・洗面商品>

戸建用システムバスルームにつきましては、最高級ブランド「スプリノ」や基本性能をしっかりと備えた新シリーズ「サザナ」を中心に積極的に販促活動を展開しました。

システムキッチンは、豊富な品揃えを誇る高級システムキッチン「キュージア」を核に全国のショールームを基点とした提案力強化によるリモデル需要獲得に取り組みました。また、お求めやすさを追求したシステムキッチン「スタイルF」にシンプルなデザインと基本機能を併せ持った「シンプルモードプラン」を平成21年4月に追加し、多様化するお客様のライフスタイルに合わせた商品力強化を図りました。

洗面空間については、大容量キャビネットを搭載し収納性を向上させた洗面化粧台「オクターブ」（平成21年2月発売）が、堅調に売上を伸ばしました。

このような活動を展開しましたが、住宅着工戸数の低迷による新築関連売上の減少を挽回するまでには至らず、バス・キッチン・洗面商品の売上高は前年同四半期比11.9%減の522億5千3百万円となりました。

#### <その他商品>

福祉機器が堅調に推移したことにより売上高は前年同四半期比0.4%増の57億6千9百万円となりました。

これらの結果、建築用設備機器の売上高は前年同四半期比11.8%減の1,062億3千3百万円となりました。

#### b. その他

静電チャック、光フェールール、大型精密セラミック部品などのニューセラミック製品が低迷したことにより、売上高は前年同四半期比38.8%減の31億4千5百万円となりました。

### ③所在地別セグメントの業績

#### a. 日本

TOTOグループで働くすべての人々がリモデルの価値を理解し、自社が保有する商品・サービスの魅力を一人ひとりが語る企業風土を目指して「全社一丸リモデル創出活動」に注力しました。

全国のショールームでは、国内最少の4.8L洗浄を実現した新「ネオレストハイブリッドシリーズ」（平成21年8月発売）や戸建用システムバスルーム「スプリノ」およびシステムキッチン「キュージア」などを中心に、快適で地球環境にもやさしい水回り空間を積極的に提案しました。また、全国14カ所で工場主催の「工場リモデルフェア」を開催し、商品展示に加え工場見学や各種イベントを通じて、多くのお客様に技術力の高さとリモデルの良さを提案しました。

生産面では、景気後退の影響による大幅な需要減少に対応する為、グループを挙げてコスト低減活動や費用の削減を強力に推進するとともに、生産革新活動を通じて在庫削減や生産性の向上を図りました。

また、将来に向けて事業基盤の強化を図るため、生活用品事業からの徹底や国内水栓金具生産ラインの集約など、事業再編によるコスト構造改革に取り組みました。

このような活動を展開しましたが、新築・リモデル売上ともに低迷が続いたことにより売上高は、前年同四半期比11.7%減の959億4千7百万円となりました。

#### b. 北中米

市況低迷の影響を受けながらも環境意識の高まりを追い風として、マーケットからの評価の高い4.8L便器を武器に、TOTOの高い技術力を活かしたエコ商品を中心に拡販活動を展開しました。

また、ウォシュレット一体形便器の最高機種「ネオレスト」や、バスルーム空間全体を提案するスイート商品等の高付加価値商品の販売にも力を入れ、著名ホテル・住宅物件等における受注活動も積極的に実施しました。

このような活動を展開しましたが、売上高は前年同四半期比37.6%減の49億4千1百万円となりました。

#### c. 中国

北京オリンピック後には市場の成長スピードも減速傾向に転じましたが、北京・上海・広州・香港及び平成21年2月に新設した成都ショールームを中心に、高機能商品の実演や各種イベントを通じて、TOTOの高い技術力と高級スイートという空間型の商品をPRし、高級ブランドイメージの更なる向上を図りました。また、平成21年4月に上海ショールームを増設し、設計事務所や内装デザイナーなどの専門家に対して、TOTO商品の技術力をアピールするテクニカルセンターも同時にオープンしました。

さらに、環境配慮への取り組みを謳ったTVコマーシャルを放映するとともに、平成20年7月に設立した「東陶水環境基金」を通じた社会貢献活動等にも積極的に取り組み、環境保護意識の高い企業姿勢を発信しました。

このような活動を展開しましたが、売上高は前年同四半期比21.2%減の83億1千7百万円となりました。

d. その他

欧州では、平成21年3月にドイツのフランクフルトで開催された、衛生・厨房・空調をテーマとした世界最大の展示会「ISH (International Sanitary and Heating)」への出展を皮切りに、順調に事業展開を推進しています。今後もウォシュレットをはじめ、環境にもやさしい独自の洗浄技術・節水技術を搭載したデザイン性の高い商品を中心に、日本発の新しい生活文化を積極的に提案してまいります。

アジア・オセアニア地域については、平成20年4月シンガポールに設立した事業統括会社「TOTO Asia Oceania Pte. Ltd.」を通じて、これまで各拠点単位で行っていた事業戦略の立案・推進をエリア視点で統括し、事業の効率化や基盤整備を進めています。

重点市場である、インド・中東・ベトナムについては、著名物件へのアプローチや高付加価値商品を核とした販売活動に積極的に取り組んでいます。

このような活動を展開しましたが、売上高は前年同四半期比16.3%減の50億6千3百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第1四半期連結会計期間末の391億9千4百万円に比べ、67億9百万円増加し、459億3百万円（対前年同四半期+23億4千万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において営業活動による資金の増加は、137億6千4百万円（対前年同四半期+35億5百万円）となりました。

これは、減価償却費53億9千万円、たな卸資産の減少額66億5百万円等による資金の増加によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において投資活動による資金の減少は、49億3千1百万円（対前年同四半期△28億4百万円）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出26億6千5百万円、定期預金の預入による支出18億5千1百万円等による資金の減少によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において財務活動による資金の減少は、16億3千4百万円（対前年同四半期△6千6百万円）となりました。

これは、短期借入金の純増減額10億6千4百万円等による資金の減少によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

[株式会社の支配に関する基本方針について]

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について次のとおり決議いたしております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、ならびに国内外の顧客・社員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等、企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、大正6年に創業以来、水まわりを中心とした生活文化の向上に寄与すべく、トイレ・洗面・浴室・キッチン空間事業、および精密・大型セラミック事業等を展開してまいりました。今後も国内外市場において水まわり文化の創造を牽引していくため、たゆまぬ研究・開発とお客様との生涯にわたるきずなづくりを大切に、中長期的視点に基づいた企業価値の最大化を目指してまいります。

また、当社は、当社株式の自由な売買を認めることは上場会社として当然のことであり、特定の者またはグループ（以下、「大量買付者」といいます）が当社の大量の株式を買付ける行為（以下、「大量買付行為」といいます）に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な対抗措置が必要であると考えております。



## ② 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、社は「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を追求し続けることで社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

平成21年7月からは、創立100周年を迎える2017年に向け、国内住設事業・海外事業および新領域事業の3事業を柱とする長期ビジョン「TOTO Vプラン 2017」を策定し、「真のグローバル企業」を目指してグループを挙げて取組みを開始しております。今後はこの長期ビジョン実現に向け、人財育成、財務体質強化、コスト構造改革などの基盤強化に従来以上に取り組むとともに、効率的なグループ経営、意思決定のプロセス見直しなどコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。また、地球に存在を許される企業として、生産・物流・販売活動におけるグローバルなCO2削減などの環境貢献も積極的に推進いたします。

また、当社は経営の客観性を高めることを目的に、当社とは独立した社外取締役を3名招聘するとともに、株主の皆様に対する責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役会をはじめとする主要会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換等監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制を整備しております。その他、社外の有識者に当社グループの経営全般に関する助言をいただく「アドバイザー・コミッティー」や、役員報酬の決定、取締役の選任・解任についての客観性・透明性を保つために、社外の有識者と社内取締役で構成する「報酬委員会」、代表取締役で構成する「指名委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する

### ための取組み

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入いたしました。

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、および当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大量買付行為が、上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが必要と考え、本プランにおいて大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます）を定めております。

当社の大量買付ルールは、大量買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に、大量買付行為が開始されるというものです。この大量買付ルールが遵守されない場合、あるいは遵守されたとしても、後記④記載の特別委員会によって真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせることを目的としていると判断される場合や、当社株式の買付により当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させることを目的としていると判断される場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案し、大量買付者は当該新株予約権を行使できないものといたします。

また、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において、「買収防衛策の導入に伴う定款一部変更の件」として、本プランの実効性を高めるため、発行可能株式総数の拡大を目的とした定款変更議案をご承認いただきました。

## ④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を

### 目的とするものでないことについて

大量買付ルールが遵守された場合、対抗措置を講じるか否かについては、その判断の合理性、公正性、客観性を担保しなければならないと考えております。そのため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間中に勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

本プランの継続または改廃は、毎年、定時株主総会後最初に開かれる取締役会において株主の皆様から選任された取締役によって検討し、その検討結果については速やかに開示いたします。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの見直しを随時行い、変更等についても、速やかに開示いたします。

こうしたことから、当社取締役会は上記③の取組みが当社の上記①の基本方針および企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、31億7千万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

### 第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	371,662,595	371,662,595	㈱東京証券取引所(市場第一部) ㈱名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数 1,000株
計	371,662,595	371,662,595	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	168(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月18日 至 平成49年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率  
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。  
② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。  
(i) 新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成48年8月18日から平成49年8月17日  
(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から30日間  
③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）  
（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。  
① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。  
③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。  
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。  
⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。  
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
別途決定する。  
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

- ⑧ 新株予約権の取得条項  
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
別途決定する。

平成20年6月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	162(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月19日 至 平成50年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率  
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。  
② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合(ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。  
(i) 新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成49年7月19日から平成50年7月18日  
(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)  
当該承認日の翌日から30日間  
③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割

の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
別途決定する。

平成21年6月26日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	162(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月18日 至 平成51年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (i) 新株予約権者が平成50年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成50年7月18日から平成51年7月17日
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から30日間
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
別途決定する。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	371,662	—	35,579	—	29,101

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島二丁目1番1号	25,204	6.78
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	21,244	5.72
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	20,541	5.53
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	18,141	4.88
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,887	4.27
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	13,483	3.63
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀 行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	9,661	2.60
東京海上日動火災保険株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	9,619	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	9,291	2.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,273	1.69
計	—	149,346	40.18



(注) ドッチ・アンド・コックスから、平成21年7月22日付の大量保有報告書に係る変更報告書の写しの送付があり、平成21年7月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox)	アメリカ合衆国カリフォルニア州94104、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート555、40階	15,776,000	4.24

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,204,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 275,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 343,530,000	343,530	—
単元未満株式	普通株式 2,653,595	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	371,662,595	—	—
総株主の議決権	—	343,530	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株含まれております。

また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島2-1-1	25,204,000	—	25,204,000	6.78
(相互保有株式) 石川金属工業株式 会社	北九州市小倉北区 赤坂海岸2-1	224,000	—	224,000	0.06
旭工業株式会社	愛知県瀬戸市鹿乗 町1156	51,000	—	51,000	0.01
計	—	25,479,000	—	25,479,000	6.86

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	587	560	709	695	676	651
最低(円)	470	484	558	585	611	553

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の様況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	34,667	35,251
受取手形及び売掛金	66,568	72,645
有価証券	13,500	11,000
商品及び製品	27,998	33,653
仕掛品	10,834	10,264
原材料及び貯蔵品	10,676	12,004
その他	12,501	13,511
貸倒引当金	△581	△641
流動資産合計	176,166	187,689
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 54,504	※1 55,186
土地	39,466	39,533
その他（純額）	※1 36,745	※1 38,447
有形固定資産合計	130,716	133,168
無形固定資産		
のれん	489	557
その他	12,754	12,761
無形固定資産合計	13,244	13,319
投資その他の資産		
投資有価証券	33,561	28,787
その他	26,548	26,327
貸倒引当金	△794	△646
投資その他の資産合計	59,315	54,468
固定資産合計	203,276	200,955
資産合計	379,442	388,645

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,207	51,784
短期借入金	54,442	49,838
未払法人税等	1,515	1,782
製品点検補修引当金	393	1,089
事業再編引当金	406	—
その他	40,602	42,293
流動負債合計	142,567	146,789
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	41	5,051
退職給付引当金	39,874	40,369
その他	1,722	1,541
固定負債合計	51,638	56,962
負債合計	194,206	203,751
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,504	29,504
利益剰余金	137,983	144,322
自己株式	△14,470	△14,456
株主資本合計	188,597	194,950
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,222	△5,006
繰延ヘッジ損益	21	—
為替換算調整勘定	△6,765	△9,701
評価・換算差額等合計	△7,967	△14,707
新株予約権	300	221
少数株主持分	4,305	4,429
純資産合計	185,236	184,893
負債純資産合計	379,442	388,645

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	233,903	204,672
売上原価	155,301	135,446
売上総利益	78,602	69,226
販売費及び一般管理費	* 74,707	* 70,809
営業利益又は営業損失(△)	3,895	△1,583
営業外収益		
受取利息	378	239
受取配当金	405	325
持分法による投資利益	582	709
その他	708	697
営業外収益合計	2,074	1,972
営業外費用		
支払利息	501	407
売上割引	580	439
為替差損	—	554
その他	888	494
営業外費用合計	1,970	1,895
経常利益又は経常損失(△)	4,000	△1,506
特別利益		
土地等売却益	517	32
投資有価証券売却益	21	—
特別利益合計	539	32
特別損失		
投資有価証券売却損	—	3
有価証券評価損	1,739	94
会員権評価損	7	105
たな卸資産評価損	4,586	—
減損損失	502	13
事業再編費用	—	783
製品点検補修損失	2,090	—
特別損失合計	8,925	1,000
税金等調整前四半期純損失(△)	△4,386	△2,474
法人税、住民税及び事業税	1,944	1,698
法人税等調整額	△2,062	180
法人税等合計	△117	1,879
少数株主利益	421	252
四半期純損失(△)	△4,689	△4,606

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	123,618	107,811
売上原価	82,035	70,999
売上総利益	41,583	36,811
販売費及び一般管理費	※ 38,478	※ 35,306
営業利益	3,104	1,505
営業外収益		
受取利息	200	124
受取配当金	78	69
持分法による投資利益	307	424
その他	399	393
営業外収益合計	985	1,011
営業外費用		
支払利息	240	200
売上割引	273	222
固定資産除却損	275	176
為替差損	—	424
その他	551	50
営業外費用合計	1,340	1,073
経常利益	2,749	1,443
特別利益		
土地等売却益	287	31
投資有価証券売却益	21	—
特別利益合計	309	31
特別損失		
投資有価証券売却損	—	2
有価証券評価損	1,738	58
会員権評価損	0	89
減損損失	456	13
事業再編費用	—	597
製品点検補修損失	2,090	—
特別損失合計	4,285	760
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,226	714
法人税、住民税及び事業税	1,231	1,169
法人税等調整額	△633	54
法人税等合計	597	1,224
少数株主利益	244	157
四半期純損失(△)	△2,068	△667

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失(△)	△4,386	△2,474
減価償却費	10,929	10,499
減損損失	502	13
有価証券評価損益(△は益)	1,739	94
会員権評価損	7	105
たな卸資産評価損	4,586	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3	77
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△68	—
製品点検補修引当金の増減額(△は減少)	1,048	△696
事業再編引当金の増減額(△は減少)	—	406
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,510	△502
受取利息及び受取配当金	△784	△564
支払利息	501	407
投資有価証券売却損益(△は益)	△21	3
土地売却損益(△は益)	△517	△32
固定資産除却損	345	290
売上債権の増減額(△は増加)	8,710	5,599
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,990	7,249
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,696	△6,786
その他	△3,094	△489
小計	12,304	13,200
利息及び配当金の受取額	1,213	739
利息の支払額	△466	△302
法人税等の支払額	△2,093	△2,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,957	11,554
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△2,116
定期預金の払戻による収入	—	2,383
短期貸付金の増減額(△は増加)	△0	4
有形固定資産の取得による支出	△7,604	△5,160
有形固定資産の売却による収入	4,038	133
無形固定資産の取得による支出	△2,306	△2,023
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,256	△266
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	30	25
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	385	—
長期貸付けによる支出	△5	△12
長期貸付金の回収による収入	44	36
その他	17	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,656	△6,963

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,469	△687
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	25,000	5,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△25,000	△5,000
長期借入金の返済による支出	△11	△10
配当金の支払額	△2,426	△1,732
自己株式の取得による支出	△254	△19
その他	△434	△575
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,595	△3,025
現金及び現金同等物に係る換算差額	△319	472
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△613	2,037
現金及び現金同等物の期首残高	43,674	43,865
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	502	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 43,563	※ 45,903



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 これによる売上高及び損益に与える影響は軽微です。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	
前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は29百万円です。	

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	
前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は226百万円です。	

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。
2. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しています。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上しています。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目等を重要なものに限定しています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一時差異の発生状況等について前連結会計年度末から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングを利用しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(デリバティブ取引) 第1四半期連結会計期間より、原材料の価格変動リスクを管理することを目的として、デリバティブ取引（商品スワップ取引）を利用しており、ヘッジ会計（ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理）を行っています。
(事業再編引当金) 第1四半期連結会計期間において、生活用品事業から撤退することを決定したこと等に伴い、事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を事業再編引当金として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、276,713百万円です。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">309百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>財形住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">359百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	309百万円	㈱テラ	50百万円	財形住宅ローン	0百万円	計	359百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、273,743百万円です。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">650百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>財形住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員単元持株ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">700百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	650百万円	㈱テラ	50百万円	財形住宅ローン	0百万円	従業員単元持株ローン	0百万円	計	700百万円
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	309百万円																		
㈱テラ	50百万円																		
財形住宅ローン	0百万円																		
計	359百万円																		
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	650百万円																		
㈱テラ	50百万円																		
財形住宅ローン	0百万円																		
従業員単元持株ローン	0百万円																		
計	700百万円																		

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)																
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">8,691百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">23,750</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,474</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">92</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	8,691百万円	給料・賞与及び手当金	23,750	退職給付費用	1,474	貸倒引当金繰入額	92	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">7,506百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">22,884</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	7,506百万円	給料・賞与及び手当金	22,884	退職給付費用	2,100	貸倒引当金繰入額	180
発送費及び配達費	8,691百万円																
給料・賞与及び手当金	23,750																
退職給付費用	1,474																
貸倒引当金繰入額	92																
発送費及び配達費	7,506百万円																
給料・賞与及び手当金	22,884																
退職給付費用	2,100																
貸倒引当金繰入額	180																

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)																
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">4,526百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">11,830</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	4,526百万円	給料・賞与及び手当金	11,830	退職給付費用	744	貸倒引当金繰入額	74	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">3,910百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">11,272</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,078</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">190</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	3,910百万円	給料・賞与及び手当金	11,272	退職給付費用	1,078	貸倒引当金繰入額	190
発送費及び配達費	4,526百万円																
給料・賞与及び手当金	11,830																
退職給付費用	744																
貸倒引当金繰入額	74																
発送費及び配達費	3,910百万円																
給料・賞与及び手当金	11,272																
退職給付費用	1,078																
貸倒引当金繰入額	190																

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 32,135	現金及び預金勘定 34,667
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △71	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △2,264
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 11,500	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 13,500
現金及び現金同等物 43,563	現金及び現金同等物 45,903

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 371,662千株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 25,302千株
- 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 300百万円
- 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月20日 取締役会	普通株式	1,732	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月5日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	1,732	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

建築用設備機器事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	108,624	7,915	10,553	6,046	133,139	(9,521)	123,618
営業利益	3,926	698	1,743	118	6,486	(3,382)	3,104

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	95,947	4,941	8,317	5,063	114,269	(6,458)	107,811
営業利益又は営業損失（△）	2,764	199	1,648	△25	4,586	(3,081)	1,505

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	208,055	14,492	18,314	11,110	251,973	(18,069)	233,903
営業利益	6,031	1,024	3,008	482	10,546	(6,651)	3,895

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	182,797	10,129	15,111	9,473	217,512	(12,839)	204,672
営業利益又は営業損失（△）	2,284	361	2,700	△136	5,210	(6,793)	△1,583

(注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北中米 … 米国、メキシコ等

その他 … 台湾、マレーシア、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等

3. 会計方針の変更等

前第2四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で362百万円減少しております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

追加情報に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で295百万円、消去又は全社で23百万円減少しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	7,829	6,916	4,166	18,912
II 連結売上高（百万円）				123,618
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.3	5.6	3.4	15.3

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	4,943	6,242	3,294	14,480
II 連結売上高（百万円）				107,811
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	4.6	5.8	3.0	13.4

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	14,340	11,700	7,718	33,759
II 連結売上高（百万円）				233,903
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.1	5.0	3.3	14.4

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	10,108	10,580	5,948	26,637
II 連結売上高（百万円）				204,672
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	4.9	5.2	2.9	13.0

- (注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。  
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
     北中米 … 米国、メキシコ等  
     その他 … 台湾、マレーシア、フィリピン、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等  
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く) 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 162,000株
付与日	平成21年7月17日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成21年7月17日 至平成22年6月30日
権利行使期間	自平成21年7月18日 至平成51年7月17日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	491円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 521.51円	1株当たり純資産額 520.36円

2. 1株当たり四半期純損失

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 13.54円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 13.30円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純損失(百万円)	4,689	4,606
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,689	4,606
期中平均株式数(千株)	346,485	346,370
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 5.97円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 1.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期純損失(百万円)	2,068	667
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	2,068	667
期中平均株式数(千株)	346,448	346,363
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成21年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………1,732百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(1)に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。